



厚労省各局、新会計基準に伴う通知改正を実施

▼平成23年7月27日に発出された社会福祉法人の新会計基準に伴い、厚労省各局から会計関連通知の多くが改正、発出されています。その多くは新会計基準施行に伴う文言整理ですが、例えば老健局の老発188号では介護保険関連事業間での年度を超えた資金貸借の残が認められるなど、重要な改正も見られます。

当会で来週開催する4月定期研修会（18日（水）～20日（金）、福岡・大阪・東京）では、これらの通知の新旧対照表を配付いたしますとともに、改正後の通知全文につきましても近日中にHPの会員専用ページにアップする予定です。

	通知名	通知番号	主な改正内容
社会・ 援護局	社会福祉法人指導監査要綱の制定について	平成13年7月23日雇児発474号・社援発1274号・老発273号	文言整理
	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	平成12年2月17日社援発7号	文言整理
	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	平成16年3月12日雇児発・社援発・老発0312001号	文言整理
	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	平成16年3月12日雇児福発・社援基発・障障発・老計発0312002号	30%基準に関する問10削除(30%基準は存続) 運営費繰入先サービス区分の審査方法に関する問16が追加
老健局	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて	平成12年3月10日老計8号	平成26年度までの社会福祉法人と社会福祉法人以外の経営主体への適用を明確化
	特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について	平成12年3月10日老発188号	介護保険事業同士の資金の繰替使用について年度内精算の義務を解除
	介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて	平成24年3月29日老高発0329第1号 (新規発出通知)	会計基準を介護保険事業等に適用する場合の補足通知
雇用均 等・児童 家庭局	保育所運営費の経理等について	平成12年3月30日児発299号	学校法人による保育所に係る修正等
	「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて	平成12年3月30日児保12号	文言整理
	「保育所運営費の経理等について」の運用等について	平成12年6月16日児保21号	文言整理

※障害保健福祉部の通知は間もなく発出の予定です。

社会的養護専門委員会開催
～児童養護施設等の第三者評価の
概要が公表される～

▼3月21日、厚労省社会保障審議会児童部会の社会的養護専門委員会が開催され、児童養護施設等の社会的養護関係施設における第三者評価制度の内容が検討されました。

社会福祉施設の第三者評価の現在の制度は、都道府県による制度が定められ、評価の手法や評価期間の登録方法

研修方法等、様々な手法が用いられています。しかしこの社会的養護関係施設における第三者評価制度は、全社協が評価機関の認証・サバイヤーの研修などを実施することと

され、特に評価機関と施設の対話による評価の実施に重点が置かれることとなりました。（参考：福祉新聞／厚労省HP

「社会的養護関係施設の第三者評価について」)

＜平成24年発出予定の通知案の概要＞

【受審】 3年に1回以上受審しなければならない。

【評価基準】 全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県

推進組織が独自に策定可能。

【評価機関】 全国推進組織が認証した機関（全国で有効）。

ただし都道府県組織が認証した評価機関も可

【認証要件】 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修

修を終了

・更新時に一定以上の実績と評価の質を

要する

【研修】 ・全国推進組織による養成研修・継続研修

・都道府県推進組織による研修

【利用者調査】 必ず実施する。

【結果公表】 全国推進組織による公表を実施。

【自己評価】 行わなければならない。

※全国推進組織は、全国社会福祉協議会。